

# 第10回入善町農業委員会議事録

平成27年5月1日午後1時30分から第10回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 18名

出席委員 14名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
5番 長田昭	6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎
9番 紺田與規一	10番 愛場正利	11番 窪野俊和	14番 上島幸夫
15番 野島浩	18番 手塚喜志子		

欠席委員 4名

12番 酒井良博	13番 松原二美榮	16番 市森孝義	17番 中島由起子
----------	-----------	----------	-----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	主幹	板倉晴
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事補	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第37号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第38号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第39号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。天気の良い日が続き、農業の忙しい時期が始まります。皆さんも作業にかかりたいかと思しますので、円滑な議事を心がけたいと思しますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第10回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。2番中島茂樹委員と3番笹原委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

農地の所在地は、道市〇〇で、登記地目、現況地目ともに田、面積は、2,285㎡です。

譲渡人は、富山市西田地方町〇〇丁目〇〇番〇〇号の亡 〇〇 相続財産管理人 〇〇さんで、譲受人は、入善町道市〇〇番地の農事組合法人〇〇です。

〇〇さんは弁護士で、この農地の所有者だった〇〇さんが亡くなり、相続放棄されたため、〇〇さんが管理人となっています。相続放棄されたこの農地を、付近で耕作を行う農業生産法人の〇〇が譲り受けて耕作するため、今回の申請となりました。

続いて、3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は事務所から約1.5kmで、通作に支障はないと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第4号について、この法人の農作業に常時従事している者が、通年にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者である法人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は168,867㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、中島茂樹委員にいただいております。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島茂樹委員

3年ぐらい、耕作者が決まらず耕作されない状態だったので、この度、所有者が決まったので良かったと思っています。後は、事務局から説明のあったとおりで、問題はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第37号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第37号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請地は、入善町入膳字高登〇〇、外12筆の計13筆が台帳地目、現況地目ともに田で、小計面積は2,434㎡、および、入善町入膳字高登〇〇外1筆の計2筆が台帳地目、現況地目ともに畑で、小計面積は72㎡であり、合計面積は2,506㎡です。

申請者は、入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は集合住宅建築用地です。

申請者の〇〇さんは、農地を相続しましたが、農地の管理や農作業が困難であり、かつ、入善地区において、派遣社員用の良質アパートの要望がありましたが、良質なアパートが不足している状態にあることから、集合住宅を建設し、アパート経営をする計画をし、今回の転用申請となりました。

申請地は、入善地区の中心市街地に位置し国道8号線に程近いこと、交通の便がよく入善小学校や入善町役場など公共施設も近くにあるため、集合住宅を建設するには最適な場所と考えられます。

集合住宅は2階建て住宅棟が4戸、6戸、10戸の計20戸の3棟と、それに付随した36台分の駐車場が整備される計画となっています。

申請の敷地は2,506㎡で、集合住宅を建築するために必要な面積と認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に

規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていますが、隣接耕作者1名の同意が得られておりません。

この場合、富山県の通知によりますと、同意が得られない経緯書、及び農業委員会が営農上の支障の有無を調査し、その意見書を付して進達することとなります。

同意が得られていない隣接耕作者に聞き取りをしたところ、事業の詳細な説明がないことや、営農を継続していく上での苦情への対応について調整がないことを心配しているとのことで、その旨を、農業委員会から申請者に伝え、もう一度話し合いをするよう指導したところであります。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

町の市街地において、農地として耕作しているところは少ないのですが、その中の一部が今回の申請でした。入り組んだところですので、住宅建設に係る接道等の確認はしっかり行うことを条件に、農地転用の関係については問題ない、という意味で確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

愛場委員

市街地ですので道路も狭く、建築するのは難しいところではないですか。

事務局

建築確認については、関係機関と十分確認するよう、事前に指導しております。

議長（鍋嶋 太郎）

隣接耕作者全ての同意がなくても、進達できるようですが、入善町農業委員会としては、全員の同意を得る必要があると思います。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第37号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、「入善町農業委員会としては、隣接耕作者全員の同意を得る必要があると考える。」との意見を付して、県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案にそのように意見を付して、原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第38号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第38号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号は1から2までありますが、1つの申請ですので、あわせて説明いたします。

申請地は、入善町小摺戸〇〇外4筆の計5筆、台帳地目、現況地目ともに全て田で、合計面積は14,971㎡です。

譲渡人は、入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん、入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さんの計2人で、譲受人は黒部市荻生〇〇番地の有限会社〇〇です。

転用目的は、「陸砂利採取」の一時転用で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の有限会社〇〇は、土木建築請負業をはじめ、土石採取・販売業など様々な分野の事業を行っている事業所ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて、土壌改良及び圃場整備を行う計画としたことから、今回の転用申請となりました。

今後、2カ年の計画期間で、14,971㎡の申請地から69,170㎡の砂利を採取し、83,004㎡の土砂を埋め戻す計画であります。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「陸砂利採取のための一時的な利用」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のcによる、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」であり、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

砂利の採取を目的とする一時転用ですが、転用期間内に確実に当該農地を復元することが担保されており、農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地から見て適当であることから、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要である」と認められ、申請地の利用は適当であると考えます。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、隣接耕作者、地区代表者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、農業委員の意見書の確認印については、松原委員にいただいておりますが、欠席のため、伝言を預かっておりますので報告いたします。「書類及び現地を確認したところ、周囲の営農状況に影響を及ぼすおそれはないと判断し、確認印を押しました。」とのことですので、よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

柳澤委員

陸砂利採取は、誰がどのように場所を選定するのでしょうか。

事務局

申請によって、砂利採取業者であったり、土地の所有者であったりと異なります。

寺崎委員

実施するにあたっては、道路を汚さないなど、周囲への影響を考慮してもらいたいですね。

事務局

陸砂利採取については、農業委員会での審議の前に、町としての同意が必要であり、関係課にて内容の確認及び、指導をしております。また、県の担当部署からも指導があります。

野島委員

陸砂利採取は、周囲への影響が大きいので、地域の合意が一番ではないでしょうか。また、その後の追跡調査で影響を確認して欲しいものです。

会長（鍋嶋 太郎）

では、一度、県より、陸砂利採取の許可基準等について説明していただくか、難しいようなら、資料だけでもいただくようにしましょう。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。議案第38号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程6、議案第39号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第39号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成27年5月1日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、2件全て新規の申請です。

申請番号1番。吉原〇〇、地目は田、面積は457㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は千葉県流山市野々下〇〇丁目〇〇-〇〇の〇〇さん、借受人は入善町吉原〇〇番地の株式会社〇〇、借賃は10aあたり9,900円で期間は10年です。

申請番号2番。今江〇〇、今江〇〇、地目は全て田、計2筆で合計面積は6,088㎡、貸付人は入善町今江〇〇番地の〇〇さん、借受人は、同じく入善町今江〇〇番地の〇〇さん、親子間の使用貸借権の設定で、期間は20年です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に

必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。  
よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第39号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等がございますか。また、事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

平成28年度農林関係税制改正要望の取りまとめについてです。

今回の取りまとめについては、3つあり、まず1つ目は、適用期限の切れる特例措置について、存続の要望を行うものです。

次に、2つ目は、消費税率の引き上げについてで、税率10%時での軽減税率の導入に備えた農業者の負担軽減に向けた要望を行っていく必要があります。

最後に3つ目ですが、「都市農業振興基本法」の制定に伴う税制上の特例措置の創設となっており、本年の相続税課税強化により、納税のために農地が転用されてしまう懸念が一層強まっており、都市農地保全に向けた税制上の特例措置を求めていく必要があります。

ご意見等があればよろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

昨年まで農業経営基盤強化準備金の対象について、動産のみだったものが、一部の不動産も対象となりました。これは大変有意義な制度です。これからも、農家にとって有利な制度が充実するよう、要望していきたいと思っております。

事務局

税制改正について、他にご意見等があれば、随時、事務局までお知らせください。

議長（鍋嶋 太郎）

その他に、ご意見等はありませんか。

綿委員

以前から気になっていたのですが、農地転用等の申請において、申請受け付け期限ぎりぎりになって、確認してほしい、と持って来られる方がいて困りますね。

せめて、書類や現地を十分確認できるよう、日数に余裕を持って来て欲しいものです。

事務局

わかりました。行政書士等には、厳しく指導しておきます。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見はありませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、特にご意見がないようですので、これをもちまして第10回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、6月4日木曜日、午後1時30分から行います。よろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時20分）